

2019年4月1日

各位

株式会社 北洋銀行

**「教育資金贈与専用預金に係る特約」および  
「結婚・子育て資金贈与専用預金に係る特約」の改定のお知らせ**

いつも、北洋銀行をご利用いただき誠にありがとうございます。

北洋銀行では、このたび、下記のとおり「教育資金贈与専用預金に係る特約」および「結婚・子育て資金贈与専用預金に係る特約」を改定させていただくこととしましたのでご案内申し上げます。

なお、改定後の規定は本改定前よりお取引されているお客さまにも適用させていただきます。

**1. 改定内容**

**(1) 教育資金贈与専用預金に係る特約**

改定前	改定後
1. (特約の適用範囲) (1) 省略(変更なし) (2) ①②省略(変更なし) ③ 預金者が前号の契約にもとづき平成 25 年 7 月 25 日から平成 31 年 3 月 29 日までの間に直系尊属からの贈与により取得した金銭を、同期間内かつ取得した日から 2 ヶ月以内に、預金として預け入れること。	1. (特約の適用範囲) (1) 省略(変更なし) (2) ①②省略(変更なし) ③ 預金者が前号の契約にもとづき 2013 年 7 月 25 日から 2021 年 3 月 31 日までの間に直系尊属からの贈与により取得した金銭を、同期間内かつ取得した日から 2 ヶ月以内に、預金として預け入れること。

**(2) 結婚・子育て資金贈与専用預金に係る特約**

改定前	改定後
1. (特約の適用範囲) (1) 省略(変更なし) (2) ①②省略(変更なし) ③ 預金者が前号の契約にもとづき平成 27 年 6 月 10 日から平成 31 年 3 月 29 日までの間に直系尊属からの贈与により取得した金銭を、同期間内かつ取得した日から 2 ヶ月以内に、預金として預け入れること。	1. (特約の適用範囲) (1) 省略(変更なし) (2) ①②省略(変更なし) ③ 預金者が前号の契約にもとづき 2015 年 6 月 10 日から 2021 年 3 月 31 日までの間に直系尊属からの贈与により取得した金銭を、同期間内かつ取得した日から 2 ヶ月以内に、預金として預け入れること。

**2. 改定日**

改定日 2019年4月1日

以上